

児童虐待の定義

児童虐待には大きく分けて4つの分類があります。これらは単独ではなく、重複して現れることもあります。

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

(児童虐待の防止等に関する法律:第2条第1項)

具体的には、暴力等により身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をいいます。

殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、冬戸外にしめだす、一室に拘束する、タバコの火やアイロンを押し付ける等の行為を言います。

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

(児童虐待の防止等に関する法律:第2条第2項)

具体的には、性的暴行や児童に対するわいせつな行為をいいます。

子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・示唆など。

性器や性交を見せる。

ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。

ネグレクト (養育の放棄・怠慢)

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

(児童虐待の防止等に関する法律:第2条第3項)

具体的には、心身の発達を損なうほどの不適切な養育や子どもへの安全への配慮がなされていない行為を言います。前二号は身体的虐待・性的虐待、次号は心理的虐待です。

保護の怠慢、拒否、放置により、子どもの健康状態や安全を損なう行為。
子どもの健康・安全への配慮を怠っている。
子どもにとって必要な情緒的要求に応えていない。
食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
子どもを遺棄する。
適切な衣食住の世話をせず放置する。
病気なのに医者に見せない。
乳幼児を残したままたびたび外出する。
乳幼児を車の中に放置する。
家に閉じ込める。
学校に登校させない。

心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（児童虐待の防止等に関する法律：第2条第4項）

具体的には、子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと、ひどい言葉、極端な無視、拒否的な態度などにより、子どもに心理的な傷を負わせる行為を言う。

言葉による脅かし、脅迫など。
子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする。
DVなどを子どもの目の前で見せ、苦痛を与えてしまう行為も心理的虐待となる。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

配偶者や親密な関係のパートナーからの暴力を言い、殴る蹴るなどの「身体的暴力」や、怒鳴ったり侮辱したりする「言葉の暴力」、無視や行動の制限等の「精神的な暴力」、性的

行為の強要などの「性的暴力」、生活費を渡さない等の「経済的な暴力」などがあります。

DV との関係

近年、DV に子どもが巻き込まれ、子どもの心身に大きなダメージを与えている事実が注目されています。例えば母子ともに暴力にさらされている場合や、殴られている母親が子どもを殴る（暴力の連鎖）といった場合はもちろん、子どもが夫婦間の暴力を目撃しているという場合であっても、子どもへの影響は子ども虐待同様に非常に深刻です。

子どもの虐待の背景に DV が隠れていないかという視点をもつことも重要です

マルトリートメント（不適切な養育・関わり）

児童虐待の定義で明記された内容以外にも、児童に対する不適切な養育や関わりについてより広い認識も持つ必要があります。

マルトリートメントとは？

大人（行為の適否に関する判断の可能なおよそ15歳以上の年齢の子どもを含む）の子どもに対する不適切な養育や関わりを意味しており、「虐待」よりも広い概念です。

児童虐待の定義で示される虐待の内容は、ある程度、児童虐待が起きている状況が、様々な情報や状況から明らかなあるいは推測できるものとなっていますが、マルトリートメントの概念では、児童虐待の定義で示される内容以外にも、現に虐待という状態ではないとしても、今後そういう状態に発展する危険性のあるようなグレイゾーンの状態も含みます。

子どもに対する不適切な養育や関わりについて、より広い認識をもって早期に対応することで、問題の重度化や深刻化を防止することにつながるのです。